

群馬県スポーツ指導者協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、群馬県スポーツ指導者協議会とする。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、公益財団法人群馬県スポーツ協会事務局におく。

(前橋市関根町800番地、群馬県総合スポーツセンター内)

(目 的)

第3条 この会は、公認スポーツ指導者相互の連帯と資質、指導力の向上及び県民各層のスポーツ活動の普及、発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)各種講習会・研修会の開催及び協力。
- (2)各種講習会・研修会等への指導者派遣。
- (3)会員相互の情報交換と資料等の収集。
- (4)広報活動の促進。
- (5)その他、目的達成のために必要な事項。

(組 織)

第5条 この会は、原則として群馬県内に居住又は勤務する公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者(有資格者)及び県スポーツ協会役員で組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1)会長 1名、 (2)副会長 若干名、 (3)常任理事 若干名、
- (4)理事 第7条による、 (5)監事 2名、

(役員の選出)

第7条 理事は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者(有資格者)で、関係競技団体の代表者並びに県スポーツ協会の役員があたる。

- 2 会長、副会長、常任理事及び監事は、理事会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 会長は、この会を代表して会務を統括し、副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときには代行する。

- 2 常任理事は常任理事会を組織し、会務を遂行する。
- 3 理事は理事会を組織し、第11条3項について審議し決定する。
- 4 監事はこの会の会計を監査し、理事会に報告する。

(常任理事会)

第10条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 常任理事会の議決は、出席常任理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 常任理事会は、理事会からの委託事業並びに緊急事項について決議執行する。

(理事会)

第11条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1)事業計画・予算の決定
- (2)事業報告・決算の認定
- (3)役員の選出
- (4)その他必要な事項

(専門部)

第12条 この会に次の専門部をおく。

- (1)総務部
- (2)研修部
- (3)広報部

- 2 この専門部に必要な事項は、別に定める。

(会計)

第13条 この会の会計は、次のとおりとする。

- (1)この会の経費は、交付金その他の収入を以てこれに充てる。
- (2)会員の会費は、無料とする。
- (3)この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(規約の変更)

第14条 この会の規約は、理事会において出席者の過半数の同意を得なければ変更することができない。

附 則

この規約は、昭和54年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年7月5日から施行する。